



第10回 町長の企業訪問 (7月20日訪問)

株式会社 木村屋 本店 三芳工場

- 企業理念 「五つの幸福」
- 一. お客様の幸福
- 二. パートナーの幸福
- 三. 従業員の幸福
- 四. 会社の幸福
- 五. 自分自身の幸福

町内の企業・事業所を町長自ら訪問して、操業状況、雇用状況等を把握し、現在の要望、課題等を拜聴するとともに、産業振興、雇用対策及び企業・事業所の定着を図るため、第10回「町長の企業訪問」を実施しました。

問い合わせ 環境産業課 (内線2-14-2-15)

町長の企業訪問も第10回目を迎え、今回は「株式会社木村屋 本店三芳工場」を訪問しましたので、その内容につきましてお知らせします。

当日は、大塚常務を始め、高橋工場長、鈴木製品課長、黒住製造課長、川野辺営業課長、横山設備課長、川野管理課長、大谷木総務課長の方々が出席されました。大塚常務からのご挨拶のあと、高橋工場長から会社概要について説明していただきました。

木村屋本店は、明治2年に東京芝日陰町(現在の新橋駅周辺)において、木村安兵衛氏により「文英堂」として創業されました。翌明治3年、京橋区尾張町(現在の銀座付近)に移転し、屋号を「木村屋」と改称されました。



視察前の懇談風景



工場内の視察風景

三芳工場は、昭和40年10月9日に生産を開始し、平成20年2月には神奈川県藤沢工場の業務を統合し、今では、木村屋本店の工場の中で最も規模の大きい工場となっています。

現在、三芳工場の従業員数は350名(社員125名、パート225名)で、主な生産品目

株式会社木村屋本店【製造業】

住所: 〒354-0043
三芳町大字竹間沢381番地1
TEL: 049-258-1490 FAX: 049-259-1270
HP: <http://www.kimuraya-sohonten.co.jp>
創業: 明治2年
事業内容: 各種パン・和菓子・洋菓子の製造及び販売等



従業員の方々の作業風景

は、食パン・菓子パン・ドーナツ・蒸し物など約100品目(1日約13万個)を製造しているとのことでした。

取引先は、イトーヨーカドー・ダイエー・ヤオコー・マミー・トやロソン・a.m/p.mなどのコンビニエンスストア等、首都圏の約3,200店舗(8,000店)で、年間の売上高は



三芳工場で製造されている商品

50億円にものぼっています。新たな開発商品として、国産米粉100%使用の「米粉(こめこ)パン」があります。小麦粉に比べてコスト高ですが、もっちりとした食感、お米の旨み、ヘルシーで栄養たっぷり、腹もちが良いことから、売れ筋とのことでした。今後の取組みとして「良品質の米粉の安定供給」「官民一体によるコスト低減」「消費者へのPR活動の推進」を掲げています。

また、敷地内に、工場内の電力需要を賄うため、都市ガスによるコージェネレーションシステム(熱電併給設備)を設置・稼働し、CO2削減に貢献しています。



「さくらBakery」店舗にて、従業員の方と語らう鈴木町長

ery」を見学させていただきました。地域の皆さんにもっと「キムラヤのパン」を味わっていただきたい、そして少子高齢化の地域の方に還元していただきたいの思いで、生産工場ならではの低価格で販売しており、ご近所の皆さんから大変好評を得ているとのことでした。

また、こちらの店舗でも、「マイバッグ持参運動」を実施し、環境保護に取り組んでいるとのことでした。

創業141年の同社ですが、「老舗とは、ただ古い店にあらざ」を掲げ、これからも限りなく成長を続ける決意であることを強調されていました。

実施中 11月30日まで

特定健診の受診は、お済みですか？

国民健康保険加入者で、40歳から74歳の方を対象に、ご自身の健康管理として、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を早期に発見し、生活習慣病の予防・改善を図るための特定健診を6月より実施しています。

問い合わせ 住民課(内線153-156)
FAX 274-1101

受診に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・受診券(A4サイズ)
- ・自己負担金(千円)



受診方法

受診券は、既に5月中に対象者宛(4月1日現在加入者)に郵送しましたので、ご確認ください。同封の実施医療機関一覧表により、希望する医療機関で受診してください。

※受診券が見当たらない場合には再交付をしますので、住民課保険年金係にて手続きを行ってください。

※11月は、医療機関において混み

合う場合もありますので、お早めに受診してください。

年に一度の特定健診で健康チェックを!

「忙しい」「自分は大丈夫」または、「受診結果が怖い」などの理由で受診されていない方についても、「健康の大切さ」を考えた機会として、年に一度の特定健診を受診し、ご自身の健康状態を確認して早期予防しましょう。

退職者医療制度

退職者医療制度について

会社などを退職し、現在国民健康保険に加入している方が年金を受けられるようになった場合は「退職者医療制度」で医療を受けることになります。年金証書を受け取った日から14日以内に保険年金係に届け出をしてください。

該当する方

- ① 厚生年金や各種共済組合などから老齢(退職)年金を受給していて、その加入期間が20年以上ある方、もしくは40歳以降に加入期間が10年以上ある方
 - ② 該当者(退職者)本人の被扶養者
 - ③ 65歳未満の方
- ※退職者医療制度に該当した方も国民健康保険税や医療費の一部負担金などは、一般被保険者と同じです。

必ず届け出をお願いします



新しい「国民健康保険被保険者証」をお送りします

平成22年10月1日より、国民健康保険被保険者証の更新を行います。今まで使用されていた被保険者証の有効期限は、平成22年9月30日となりますので、9月中に新しい被保険者証を世帯主宛に簡易書留郵便で送付します。配達時に不在の場合には、「お知らせ」が置かれますので所定の手続きを行い、新しい保険証を受け取ってください。

既に、他の健康保険に加入している人は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要となります。

